

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 7 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 2 月 13 日(金) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第7回委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月13日(水) 15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 高瀬 亮 子
渡邊 英 敏
阿部 義 広
渡邊 満 晴
畠 中 順 子
小野 裕 佳
岡崎 都
濱田 貴 史
鳴海 美 代
本庄 新
阿部 貴 史 (会長、議長)
近 乘 美 信
- 欠席委員 須川 直 樹
笛吹 理 絵
桑原 保 徳
- 事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、甲斐主任
- 漁業管理課 利光主事
4. 議事録署名委員 濱田貴史、鳴海美代
5. 協議事項及び審議の結果
- 第1号議案 豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第3号議案 あわび類・うに類の採捕の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

6. 審議概要

事務局長
(平川)

ただいまより、第23期第7回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中12名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということですので、挨拶については省略させていただきます。

これより議事に入りたいと思いますが、事前に資料の確認をいたします。本日もタブレットを用意できなかったため議案書については、紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議 長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。濱田委員と鳴海委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合代表理事組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次の3ページをご覧ください。大分県漁業協同組合代表理事組

合長から会長あての要望書を掲載しています。

次の4ページをご覧ください。左側に漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

右側に豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止にかかる委員会指示発動までの経緯を記載しております。

同漁法については、一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、下の表にありますように、平成5年から本県豊後水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大漁に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

次の5ページに委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

議 長 次に、第2号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 それでは議案書の6ページをご覧ください。
第2号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」ですが、大分県のくるまえびの漁獲量は減少傾向であり、資源回復を図る必要があるため、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止しています。
この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため大分県漁業協同組合代表理事組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。
次の7ページをご覧ください。大分県漁業協同組合代表理事組合長から会長あての要望書を掲載しています。
次の8ページをご覧ください。委員会指示案ですが、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止としています。
「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として試験研究等については適用除外としています。
漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現していますが、後ほど改めて図で説明します。

漢数字の二の禁止期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

次の9ページに禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止区域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点ロは、その点イから磁針方位350度8,000メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上8,000メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点ロを結んだ直線、点ロから姫島を北回りに点ハまでに至る間の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で3県協定が結ばれており、協定水域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底びき網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

次に大分県のくるまえびの資源管理に関する考え方をお示しします。次の10ページからは、令和7年7月に一部改正した大分県資源管理方針の抜粋を載せております。大分県資源管理方針は、県全体の資源管理に対する基本的な考え方を示したものです。

13ページをご覧ください。赤字でお示している大分県資源管理方針別紙3-11のくるまえびの資源管理についてです。第2資源管理の方向性として「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（32トン）程度に維持する」としています。

続いて15ページをご覧ください。例としてくにさき支店が作成している資源管理協定をのせています。資源管理協定は大分県資源管理方針に基づき、各支店が自主的な資源管理の目標を定め、目標の達成のための具体的な取組を示したものです。

次の16ページの資源管理協定書第4条の表の（8）にありま

すように、資源管理の目標の達成のための具体的な取組として、全長13cm以下の採捕禁止（大分海区漁業調整委員会指示）としております。

次に19ページをご覧ください。一番上がくるまえびの漁獲量と放流量のデータです。漁獲量については、令和2年以降特に減少しており、直近の令和5年の漁獲量は15tとなっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案についてご意見、ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第2号議案は、原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

議長 次に第3号議案の「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。

事務局長 それでは、議案書の20ページをご覧ください。

第3号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合代表理事組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

次の21ページに大分県漁業協同組合代表理事組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

1の禁漁区の設定をご覧ください。豊後高田市香々地地区から上・下入津地区までで、あわび類のみが6地区、あわび類・うに類が2地区の合計8地区において、放流場所周辺を2年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望です。

次の22ページをご覧ください。委員会指示案です。最初に「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第2号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、あわび類8箇所、うに類2箇所、あわび類及びうに類1か所の合計11箇所について、表記しています。区域については、後ほど図で説明します。

24ページをご覧ください。漢数字の二の禁止期間ですが、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間としています。

次の25ページから、位置図と拡大図を掲載しています。

25ページの左側から説明しますと、①香々地地区であわび類、②国見地区であわび類とうに類、③④臼杵地区の下ノ江であわび類とうに類、⑤⑥臼杵地区の深江であわび類とうに類、⑦津久見地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。

次の26ページをご覧ください。⑧保戸島地区、⑨上浦地区、⑩鶴見地区、⑪佐伯市の入津地区であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは①香々地地区、②国見地区、⑩鶴見地区の3箇所、新規で禁漁区を設定するのは④臼杵地区の下ノ江地先のあわびの1箇所です。その他の7箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。ところで、本年3月31日まで佐伯市の名護屋地区においても委員会指示で禁止区域を設定しておりましたが、4月以降あわび類の放流予定がないことから名護屋地区においては委員会指示の要望はしない旨連絡を受けています。

なお、26ページ右下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれの区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

次に大分県のうに類、あわび類の資源管理に関する考え方をお示し

します。27ページをご覧ください。大分県資源管理方針にまとめられているうに類とあわび類の記載を抜粋しております。上段の赤字部分をご覧ください。うに類については別紙3-13 第2 資源管理の方向性として、「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（31トン）程度に維持する」としております。

またあわび類については、下段の赤字部分をご覧ください。別紙3-14 第2 資源管理の方向性として「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（15トン）程度に維持する。」としております。

28ページをご覧ください。例として臼杵支店が作成した資源管理協定をお示ししています。次の29ページの表の（6）（7）にありますように、資源管理の目標の達成のための具体的な取組として、放流場所の一部を禁漁（放流後2年間）（大分海区漁業調整委員会指示）としております。

最後に32ページの放流量と漁獲量のデータをご覧ください。中段がうに類、一番下があわび類です。うに類、あわび類ともに、最近の漁獲量は、ほぼ横ばいで推移しており、直近のうに類の漁獲量は令和5年のもので50トン、あわび類は、令和5年のもので13tでした。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案についてご意見、ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

議 長 これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項ですが、「①別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認にかかる資料の修正について」事務局から報告して下さい。

事務局長

議案書の33ページをお開きください。

昨年12月8日に開催した第6回委員会において、「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」ご報告いたしました。その際の資料に一部誤りがございました。

35ページをご覧ください。県内の船釣り団体による承認申請件数内訳実績の内訳ですが、赤枠でお示しした令和7年度累計の数字が誤っておりました。正しくは、大分県小型船安全協会連合会の小計が43件、別府湾釣り連合会が115件で、合計158件です。大変失礼いたしました。

報告は以上です。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

続いて「②うなぎ稚魚漁業の許可について」事務局から報告してください。

事務局次長

議案書の37ページをご覧ください。先日うなぎ稚魚漁業許可を有する漁業者の方々から、操業区域の変更について要望書が提出されましたので、その内容と、今後のスケジュール等について説明します。

議案書の38ページをご覧ください。こちらは昨年8月27日に開催された本委員会で諮問させて頂いた内容で、現在の制限措置の内容になります。このうち番号15-1-2と15-1-4の操業区域の拡大について要望書が提出されました。変更の要望のあった制限措置をご説明します。15-1-2の赤枠部分をご覧ください。現在は「国東市から大分市大字坂ノ市に至る間の地先及びこれに接続する河川」となっています。次に、15-1-3の赤枠部分をご覧ください。現在は「大分市大字本神崎から佐伯市に至る間の地先及びこれに接続する河川」となっています。議案書の39ページをお開きください。15-1-4ですが、現在は、「中津市から大分市大字坂ノ市に至る間の地先及びこれらに接続する河川」となっています。

議案書の40ページをご覧ください。

要望書の概要について説明します。15-1-2と15-1-3の境界は現在、大分市大字坂ノ市と本神崎の間になっていますが、このうち15-1-2と15-1-4の操業区域を拡大し、境界の位置を大分市関崎と愛媛県佐田岬を結んだ線まで移動させて欲しいという内容です。右側の図をご覧ください。青い点線がこれまでの境界ですが、これを右側の青い実線まで移動させるというものです。なお、15-1-3の操業区域については縮小される形になりますが、現在当該操業区域で操業されている漁業者の方の同意は得られています。

議案書の42ページ以降に要望書を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

議案書の41ページをご覧ください。

最後に今後のスケジュールの案について説明します。

本日当委員会で要望書の内容をご説明申し上げましたが、2月4日に開催されました、内水面漁場管理委員会においても、本内容について説明しており、特に意見等はございませんでした。今後は、現在のうなぎ稚魚漁業許可期間終了後である、令和8年4月下旬から一か月間パブリックコメントを実施し、広く県民の方から意見を募る予定です。その後、パブリックコメントの結果を踏まえた操業区域で、当委員会と内水面漁場管理委員会で諮問させて頂き、答申を頂いた後、支障がなければ令和8年11月頃に制限措置の公示を行いたいと考えています。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠に疲れさまでした。これを持ちまして委員会を閉会いたします。

次回の委員会は3月13日（金）15時から本日より同じく水産会館で開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第7回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和8年2月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員